

2014年度 C-STEP 雇用問題研究会

企業におけるメンタルヘルスケアと 精神障がい者雇用

1960年に「障害者雇用促進法」が制定されて以来、身体障がい者、及び知的障がい者の雇用が義務化され、2013年4月からは、企業の法定雇用率が1.8%から2%になっており、身体障がい及び知的障がい者雇用が一定改善されてきました。2018年4月からは、精神障がい者の雇用も法定雇用率に算定することが義務付けられることになっています。

また、メンタルヘルスケアの分野においては、2014年6月に労働安全衛生法の改正が成立し、近く50人超の企業においてストレスチェックを義務化することになっており、精神疾患への予防策にも企業の取り組みが期待されてきています。

これらの法律の改正に先がけて、精神障がい者の雇用促進やメンタルヘルスケアに日々取り組まれている企業から事例報告を受け、現状を共有しながら、精神障がい者の雇用改善、および職場でのメンタルヘルスケアを推進するための糸口を探るとともに、障がい特性に応じた実現可能な支援策を考えていきます。より多くの会員の皆様のご参加をお願いいたします。

プログラム

入場無料

1) 企業におけるメンタルヘルスケアに関する事例報告

(株)ケーエスケー執行役員管理本部総務部・人事部長 自念 裕文氏

2) 精神障がい者雇用に関する事例報告

大阪建物管理(有)代表取締役 前田 由香利氏

3) 講演「企業におけるメンタルヘルスケアと精神障がい者雇用について」

(公社)日本精神神経科診療所協会会長 渡辺 洋一郎氏

日時 2014年11月7日(金)14時 開会

会場 大阪市立阿倍野区民センター大ホール
大阪市阿倍野区阿倍野筋4丁目19-118

申込締切：11月6日(木)C-STEP事務局まで

主催：一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)

後援：大阪府、大阪市、大阪労働局

(一社)おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号
中央大通FNビル14階

Tel:(06)6940-6600 Fax:(06)6910-6033

お問い合わせ先



地下鉄谷町線、阪堺上町線「阿倍野」駅6番出口より徒歩2分

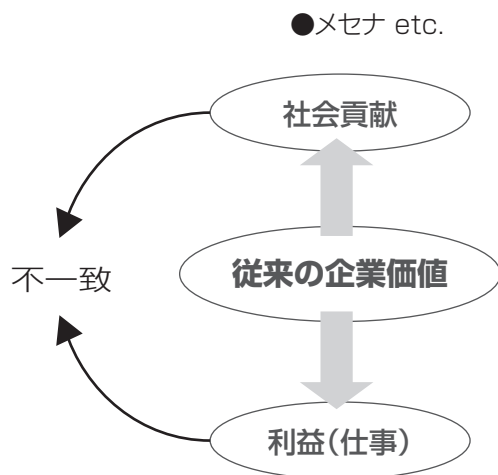
人権の取組みで企業価値を高める

企業の社会的責任や法令遵守(コンプライアンス)が厳しく問われる時代です。人権への取組みが、社会や市場からの支持獲得に繋がり、ビジネスチャンスや利益の拡大、企業価値を高めることとなります。

C-STEPは、独自の「会員貢献度評価制度」を有し、“雇用を通じて人権確立”をめざし一貫して取り組んでいる一般社団法人として、会員・団体の皆さんと頑張っています。

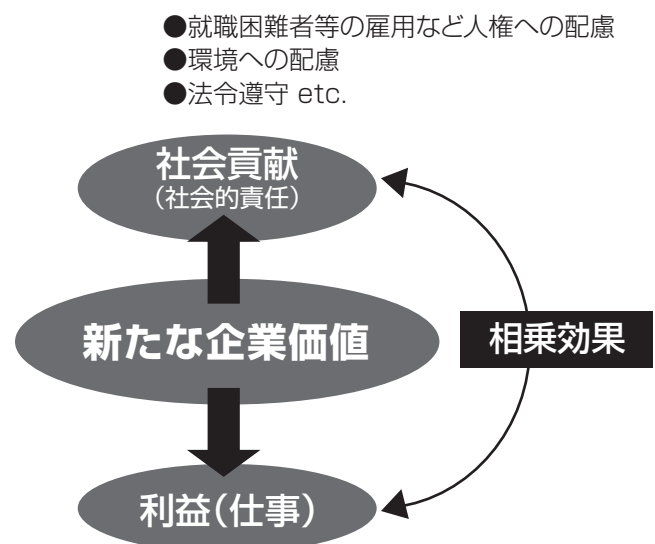
企業価値の概念

■従来の企業価値の概念



従来は、社会貢献と利益は必ずしも一致せず

■新たな企業価値の概念



これからは、社会貢献(社会的責任)に積極的な企業ほど社会や市場で評価され、利益や企業価値も増大

C-STEPが実施する4本柱の主要事業

C-STEPは、就職困難者等の雇用・就労の実現をめざす一般社団法人として、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、様々な事業を行っています。

雇用・就労を重要な人権課題の一つと位置づけ、C-STEPは会員の創意とともに、次のような事業に主に取り組んでいます。

1. 人材開発・養成事業

人材開発・養成事業は、「人間を主役とした人材開発」をテーマに、会員・団体や府・市町村、労働局などと緊密に連携、協働し事業を進めています。

また、大阪府域の支援学校等の生徒の就労支援に積極的に取り組んでいます。

2. 就職マッチング事業

地域就労支援事業との連携の中で、会員・団体の求人・仕事情報と、求職登録者との迅速なマッチングのための様々な事業を進めています。

3. 情報発信・研究開発事業

雇用・就労に関する様々な情報の収集と発信、雇用・就労実態等の把握・分析のための調査研究、就職困難者の就労支援をはかるため雇用問題研究会等を実施しています。

また、求職者・求人側双方に対する情報提供や調査研究事業を進めています。

4. その他事業

C-STEP新規会員の加入促進、「えせ同和行為等」を根絶するための情報提供と相談、C-STEP会員に就職した者の定着支援、あらゆる分野で就労支援に関わる取り組みを進めています。